

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 22 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 4 年 3 月 12 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 3 月 12 日から施行する。

令和 4 年 2 月 4 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第 23 条の 3 第 2 項を削る。

第 57 条第 1 項第 1 号ニ中、「座席の使用を条件としないで発売する。」の右に「ただし、(イ)の j に定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。」を加える。

同条同項同号ニの (イ) の a 中、「九州新幹線」の右に「及び郡山・福島間」を加える。

同条同項同号ニの (イ) の i の次に次を加える。

j 郡山・福島間

同条同項同号ニの (ロ) 中、「米子・益田間（100 キロメートル以内の区間を除く。）」の次に次を加える。

福島・新庄間（奥羽本線経由に限る。）

同条第 2 項第 2 号中、「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」の右に「又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間」を加える。

同条第 10 項の各号を次のとおり改める。

- (1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）
- (2) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
- (3) 土讃線高知・窪川間（高知）

第 57 条の 3 第 1 項を次のとおり改める。

第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの (イ) の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定

して発売することがある。

同条第4項を次のとおり改める。

旅客が、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券又は立席特急券を発売する。

- (1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）
- (2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）

第58条第2項第2号中、「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」の右に「又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間」を加える。

同条第3項を次のとおり改める。

前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。

同条第10項を次のとおり改める。

- (1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）
- (2) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
- (3) 土讃線高知・窪川間（高知）

第69条第1項第1号中、「(石谷方面)」を「(石倉方面)」に改める。

第74条の4第3項中、「東日本旅客鉄道株式会社線」の右に「、四国旅客鉄道会社線」を加え、「幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、」の右に「別に定める場合を除き、」を加える。

第125条第1項第1号イの(イ)のa中、「b、c、d、e、f、g、h及びi」を「b、c、d、e、f、g、h、i及びj」に改める。

同条同項同号イの(イ)iの次に次を加える。

- j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

a、c又はgの規定により計算した額とする。

同条同項同号イの(二)のiの次に次を加える。

j 第57条第1項第1号ニの(イ)のjに定める区間に対する特定特急料金(第57条の3第4項の規定により発売するものを含む。)

(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合

880円とする。

(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合

1,410円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,210円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,610円とする。

同条同項同号ロの(イ)のaの(c)を次のとおり改める。

(c) 特定特急料金

1,320円とする。

同条同項同号ロの(イ)のj中、「第57条の3第4項の規定により、」を削る。

同条同項同号ロの(イ)のjの(a)を次のとおり改める。

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 1,290	円 1,660	円 2,110

同条同項同号ロの(イ)のjの(b)を次のとおり改める。

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

第130条第1項第1号イの(イ)中、「(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)」を「(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)」に改める。

同条同項同号イの（ロ）のaの表を次のとおり改める。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

同条同項同号イの（ロ）のbの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メート ルまで	300キロ メート ルまで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料金	円 6,540	円 8,040	円 9,430	円 9,430	円 10,640	円 10,640	円 10,840	円 11,840

同条同項同号イの（ロ）のcの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メート ルまで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メート ルまで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料金	円 4,450	円 5,950	円 7,340	円 7,340	円 8,550	円 8,550	円 8,750	円 9,750

同条同項同号イの（ロ）のdの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メート ルまで
料金	円 2,800	円 4,300

同条同項同号イの（ロ）のeの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	200キロ メートル まで
料金	円 2,800

同条同項同号イの（ハ）のaの表を次のとおり改める。

営業	100キロ	200キロ	300キロ
----	-------	-------	-------

キロ 地帯	メートル まで	メート ルまで	メートル まで
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

同条同項同号イの（ハ）のbの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	100キロ メート ルまで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メート ルまで	500キロ メートル まで	600キロ メート ルまで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料金	円 5,490	円 6,990	円 8,380	円 8,380	円 9,590	円 9,590	円 9,790	円 10,790

同条同項同号イの（ハ）のcの表を次のとおり改める。

営業 キロ 地帯	100キロ メート ルまで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メート ルまで	700キロ メートル まで	701キロ メート ル以上
料金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

同条同項同号イの（ト）の次に次を加える。

（チ） 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの（イ）に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号  
に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キロ メートル まで
料金	円 1,500

同条同項同号ロの（ロ）のaを削り、bをaにcをbに改める。

同条同項同号ロの（ロ）のaの表を次のとおり改める。

	設備定 員4人	設備定 員6人
1室当り の料金	円 11,200	円 16,800

同条同項同号口の(へ)の次に次を加える。

(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定 員 8 人
1 室当り の料金	円 28,000

同条第 2 号ハ中、「東北本線中東京・黒磯間」を「東北本線中東京・宇都宮間」に改める。

第 172 条第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項に、第 8 項を第 7 項にそれぞれ繰り上げる。

第 175 条第 4 項中、「第 172 条第 8 項」を「第 172 条第 7 項」に改める。

第 188 条第 1 項第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号に繰り上げる。

同条第 2 項中、「第 4 号及び第 12 号口」を「第 4 号及び第 11 号口」改める。

第 211 条第 3 号ハの (ハ) の a の(注)中、「第 188 条第 1 項第 12 号」を「第 188 条第 1 項第 11 号」に改める。

第 244 条第 2 項中、「、第 57 条の 3 第 4 項」を削る。

第 248 条第 3 項中「また、当該指定券に表示された列車（2 個以上の列車が表示されている場合）の右に「及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合」を加える。

第 271 条第 3 項中、「、第 57 条の 3 第 4 項」を削る。

第 272 条第 4 項を削り第 5 項を第 4 号に繰り上げる。

第 273 条第 1 項中、「その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合）」の右に「及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合」を加える。

同条同項第 2 号を次のとおり改める。

(2) 立席特急券及び特定特急券

イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券

220 円

ロ 第 125 条第 1 項第 1 号イの (ニ) の j の(b)の料金を適用した特定特急券

前号の規定による額

同条第3項を次のとおり改める。

- 3 第57条の2の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第61条の2の規定により発売した座席指定券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。

同条第4項を次のとおり改める。

- 4 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱いをする。

別表2号ハの3を次のとおり改める。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東釧路	・ 標茶	35,290	100,770	179,810

- (2) 大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・ 太美	11,110	31,690	60,070
東釧路	・ 標茶	17,030	48,530	91,950
東釧路	・ 茅沼	12,180	34,680	65,940

- (3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・ 太美	7,870	22,450	42,570
東釧路	・ 標茶	12,070	34,370	65,020
東釧路	・ 茅沼	8,670	24,610	46,750

- (4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東釧路	・ 標茶	6,030	17,160	32,720

- (5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑園	・ 太美	10,110	28,870	54,630
東釧路	・ 標茶	15,480	44,120	83,590
東釧路	・ 茅沼	11,090	31,580	59,750